

証券コード 9861
2023年5月1日
(電子提供措置の開始日 2023年4月26日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋箱崎町36番2号
株式会社吉野家ホールディングス
代表取締役社長 河 村 泰 貴

第66期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第66期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにてアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.yoshinoya-holdings.com/ir/info/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記のウェブサイトにてアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「吉野家ホールディングス」または、「コード」に「9861」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。)

事前に書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使する場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、2023年5月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。なお、事前にインターネットにより議決権を行使していただいた株主様の中から抽選で300名様に吉野家プリペイドカード（1,000円分）をプレゼントいたします。

敬具

本株主総会の模様は、インターネットにてライブ配信いたします。是非ともご視聴ください。

記

1. 日 時 2023年5月25日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都千代田区麹町1丁目6番4号
住友不動産半蔵門駅前ビル2F
ベルサール半蔵門 イベントホール

(末尾の会場ご案内図をご参照ください)

◎昨年の会場より変更となっておりますので、ご注意ください
いますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙
を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会にご出席の株主様へのお食事券等の配布はござい
ません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第66期(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)事業
報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第66期(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)計算
書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役5名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)継
続の件

以上

【ご注意事項】

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容
を掲載させていただきます。

◎書面交付請求されていない株主様へご送付している書面には、株主総会参考書類を
記載しております。

◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第15条
の規定に基づき以下の事項を記載しておりません。なお、当該書面に記載してあり
ます連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告およ
び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

① 事業報告:会社の現況「業務の適正を確保するための体制」

② 「会社の支配に関する基本方針」

③ 連結株主資本等変動計算書

④ 株主資本等変動計算書

⑤ 連結注記表

⑥ 個別注記表

＜インターネットによるライブ配信のご案内＞

本総会の模様は、当日インターネットによる同時中継を実施いたします。当日ご出席されない株主様におかれましては、こちらをご視聴くださいますようお願い申し上げます。

3. ライブ配信視聴上の注意事項

- ◎インターネットによるライブ配信は、「参加型バーチャル株主総会」となりますので、ご視聴いただくことをもって会社法上の株主総会への出席とは認められません。書面またはインターネットにより事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本ライブ配信は、ご視聴専用です。質疑応答には対応しておりません。
- ◎当日は安定配信に努めますが、通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声に乱れが生じたり、一時中断などの通信障害が発生する可能性があります。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ◎IDおよびパスワード、ならびにライブ配信へのログイン方法を第三者へ提供することは固くお断りいたします。
- ◎撮影・録画・録音はご遠慮ください。株主総会の映像や音声データを第三者へ提供することは固くお断りいたします。
- ◎株主総会会場にご出席の株主様の容姿が映像に映らないように配慮いたしますが、やむを得ず映りこんでしまう場合がございますこと、何卒ご容赦ください。

以上

議決権行使方法についてのご案内

▶下記4つの方法のうちいずれかの方法で議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

● 郵送によるご行使



行使期限 2023年5月24日（水曜日）午後5時30分

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

● スマートフォンによるご行使



行使期限 2023年5月24日（水曜日）午後5時30分

同封の議決権行使書用紙の右下の二次元バーコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取りいただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

● インターネット（パソコン）によるご行使



行使期限 2023年5月24日（水曜日）午後5時30分

議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

【議決権行使サイトURL】 <https://evote.tr.mufg.jp/>

● 株主総会へのご出席



株主総会開催日時 2023年5月25日（木曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

また、議事資料として株主総会資料をご持参くださいますようお願い申し上げます。

<機関投資家の皆様へ>

株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には当該プラットフォームより議決権をご行使いただけます。

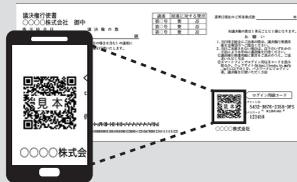
インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。ご不明点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

なお、当日ご出席の場合は、郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。



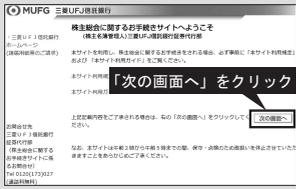
スマートフォンによる方法 (二次元バーコードを読み取る方法)



同封の議決権行使書用紙（右側）に記載された「ログイン用二次元バーコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。
※スマートフォンにより議決権行使サイトにアクセスされる場合は、下記（インターネット（パソコン）による方法）のご案内に従ってログインしてください。



インターネット（パソコン）による方法 議決権行使サイトのご利用方法

- 1 議決権行使サイトにアクセスする


「次の画面へ」をクリック
- 2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力


「ログイン」をクリック
- 3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方に入力


「送信」をクリック

以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

- ご注意事項**
1. 議決権行使サイトの休止時間帯について
議決権行使サイトは、毎日午前2時から午前5時までの間、取り扱いを休止させていただきます。
 2. 複数回にわたり行使された場合の議決権行使の取り扱い
 1. 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
 2. インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。
 3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ
(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部
 0120-173-027 (通話料無料)

受付時間：
午前9時から午後9時まで

＜株主様WEBアンケート結果について＞

2022年11月に行いました「株主様WEBアンケート」におきまして16,066名の株主様よりご回答をお寄せいただきました。アンケートのご協力につきまして御礼を申し上げます。頂戴した株主様の貴重なご意見・ご要望は、今後の経営やIR活動の参考にさせていただきます。本アンケート結果は以下の当社のウェブサイトに掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

当社ウェブサイト

(<https://www.yoshinoya-holdings.com/ir/info/talk.html>)



＜電子提供制度のお知らせ＞

2022年9月1日に株主総会資料の電子提供制度の創設等の改正が施行されたことに伴い、2023年3月以降開催の株主総会より、株主総会資料を自社のウェブサイトに掲載し、株主様に対し当該ウェブサイトのURL等を書面により通知する「株主総会資料の電子提供制度」が開始されました。

本制度の開始により、原則として株主総会の日時・場所・議案内容・株主総会資料の掲載されているURL等が記載されている通知書面（アクセス通知といいます）を株主様に送付することのみで株主総会資料を株主様に提供したものとみなされます。

それに伴い、本招集ご通知より、書面にて株主様に配布する株主総会資料が少なくなっており、株主様におかれましては、アクセス通知に記載されているURLより招集ご通知の全文をご確認いただくことになります。

なお、インターネットの利用が困難である等の理由により次回以降の株主総会資料の書面交付を希望される株主様は、対象の株主総会の議決権行使基準日までに、以下の当社株主名簿管理人までお申し出ください。

◎書面交付申出および電子提供制度に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（電子提供制度専用ダイヤル）

電話 0120-696-505（受付時間 土・日・祝日を除く平日9:00～17:00）

ウェブサイト (<https://www.tr.mufg.jp/daikou/denshi.html>)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもちまして、取締役6名全員が任期満了となります。つきましては、機動的な経営戦略を実現できる体制整備の構築を図るべく、取締役を1名減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) ※ 印 は 現 任	所有する 当社株式 の 数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>かわむらやすたか</small> 河村 泰 貴 (1968年11月18日生)	1993年4月 当社入社 2003年3月 当社企画室事業開発担当 2004年7月 ㈱はなまる取締役 2007年4月 同社代表取締役社長 2010年5月 当社取締役 2012年9月 ※当社代表取締役社長 2013年8月 ※YOSHINOYA AMERICA, INC. Director 2013年9月 ㈱吉野家取締役 2014年3月 ㈱京樽取締役 2014年9月 ※㈱吉野家代表取締役社長 2015年1月 ASIA YOSHINOYA INTERNATIONAL SDN. BHD. 取締役 2015年6月 ※吉野家(中国)投資有限公司董事 (重要な兼職の状況) 株式会社吉野家代表取締役社長	26,155株
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>おぎわのりひろ</small> 小澤 典 裕 (1970年1月22日生)	1992年4月 ㈱大林組入社 2005年9月 ㈱西洋フードシステムズ(現コンパスグループ・ジャパン㈱)入社 2010年1月 Compass Group USA, Inc. 出向 同社コントラクトフードサービス部門ファイナンスディレクター 2015年6月 西洋フード・コンパスグループ㈱(現コンパスグループ・ジャパン㈱) 取締役専務執行役員 2015年9月 同社グループCOO 2017年10月 同社代表取締役社長グループCEO 2019年9月 当社執行役員グループ企画室長 2020年5月 ※当社常務取締役グループ企画室長 2021年1月 ※YOSHINOYA AMERICA, INC. Chairman (重要な兼職の状況) YOSHINOYA AMERICA, INC. Chairman	6,645株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) ※印は現任	所有する 当社株式 の数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>なる</small> <small>せ</small> <small>てつ</small> <small>や</small> 成 瀬 哲 也 (1967年7月25日生) <第66期の取締役会出席状況> 17/17回 (100.0%)	1988年6月 当社入社 2001年3月 ㈱ポット・アンド・ポット (現㈱スターティングオーバー) 営業部営業管理担当部長 2007年10月 当社執行役員兼㈱千吉 (現㈱スターティングオーバー) 代表取締役社長 2012年1月 ㈱吉野家常務取締役未来創造研究所長兼㈱千吉代表取締役社長 2012年9月 ㈱はなまる代表取締役社長 2014年5月 ※当社取締役 2015年6月 吉野家 (中国) 投資有限公司董事 2018年1月 ※ASIA YOSHINOYA INTERNATIONAL SDN. BHD. CEO 2021年1月 ※吉野家 (中国) 投資有限公司董事長 2023年3月 ※当社アジア統括本部長 (重要な兼職の状況) ASIA YOSHINOYA INTERNATIONAL SDN. BHD. CEO 吉野家 (中国) 投資有限公司董事長	10,696株
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外取締役</div> <small>ふじ</small> <small>かわ</small> <small>だい</small> <small>さく</small> 藤 川 大 策 (1960年4月7日生) <第66期の取締役会出席状況> 14/14回 (100.0%)	1984年4月 ㈱日本興業銀行入社 2000年7月 UBSウォーバーク証券会社 (現UBS証券) 入社 2006年3月 日興シティグループ証券㈱入社 2009年10月 シティグループ証券㈱入社 2019年2月 同社副社長執行役員投資銀行・法人金融部門長 2022年5月 ※当社取締役	200株
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外取締役</div> <small>そ</small> <small>わ</small> <small>のぶ</small> <small>こ</small> 曾 和 信 子 (1962年11月2日生)	1985年4月 日本アイ・ビー・エム㈱入社 2012年1月 同社理事グローバル・ビジネス・サービス事業本部 金融アプリケーション開発担当 2014年3月 日本アイ・ビー・エム・サービス㈱代表取締役社長 2017年1月 日本アイ・ビー・エム㈱グローバル・ビジネス・サービス事業本部金融戦略プロジェクト担当 2018年10月 同社執行役員同事業本部保険・郵政グループサービス事業部担当 2022年4月 ※同社IBMコンサルティング事業本部シニア・デリバリー・エグゼクティブ	0株

- (注) 1. 藤川大策氏および曾和信子氏は社外取締役候補者であります。
2. 社外取締役候補者の曾和信子氏の戸籍上の氏名は、小林信子氏であります。
3. 当社と社外取締役候補者との責任限定契約について
 当社は、藤川大策氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。藤川大策氏の取締役選任につき、ご承認いただいた場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、曾和信子氏の取締役選任につき、ご承認いただいた場合、当該責任限定契約を締結する予定であります。なお、社外取締役がその職務の遂行にあたり、善意でかつ重大な過失がない時は、当該責任限定契約に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の上限といたします。

4. 当社と取締役候補者との役員等賠償責任保険契約について
当社は、役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金および訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。なお、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。本議案が承認可決された場合、各取締役候補者は当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を同内容にて更新する予定であります。
5. 各取締役候補者の選任理由
 - (1) 河村泰貴氏は、2012年9月から当社の代表取締役社長を務め、経営者として経営全般に対する豊富な知識と経験を有しており、また、グループ会社に対するリーダーシップを存分に発揮し、グループの中長期の成長戦略の実現に向けて取組んでおりますので、取締役として適任と判断し、取締役候補者といたしました。
 - (2) 小澤典裕氏は、長年にわたり国内外における飲食ビジネスの経営に携わっており、2019年9月より当社のグループ企画室長を務め、グループの経営戦略や財務、資本政策、ステークホルダーに対する広報IR活動等を統括しております。豊富な経験と実績に加え、企業経営に関する幅広い知見を有していることから、当社グループの更なる企業価値向上に必要であると判断し、取締役候補者といたしました。
 - (3) 成瀬哲也氏は、2018年1月から当社のアセアン地区統括会社であるASIA YOSHINOYA INTERNATIONAL SDN. BHD.のCEOを務めており、2021年1月からは当社の中国統括会社である吉野家（中国）投資有限公司の董事長を、2023年3月からは両地区に加えて台湾を含めたアジア全域を統括するアジア統括本部長を務めており、グループの海外戦略において、その高い知見と実績が必要不可欠であると判断し、取締役候補者といたしました。
6. 藤川大策氏および曾和信子氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要
 - (1) 藤川大策氏は、長年にわたり国際金融機関において多岐にわたる金融商品の取引に携わってきたほか、文化、国籍の異なる日・米・欧の金融機関において、多様性のある人材との豊富な業務経験を有しております。また、営業のみならず事業計画、企画部門、ガバナンスなど経営立案に関する幅広い専門的な知見を有しています。また、その豊富な経験と知見を活かして社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、独立の社外取締役候補者となりました。同氏には、引き続きその高い専門的な知見に基づき経営に対する提言をいただくとともに、報酬諮問委員会委員長・指名諮問委員会の委員として当社ガバナンスの更なる向上を果たしていただくことを期待しております。
 - (2) 曾和信子氏は、長年ITシステムの開発・構築に携わり、DXを推し進めた企業経営に参与してまいりました。また、大学の招へい教授として活動し、女性活躍推進やダイバーシティ推進に関して広く啓蒙を行ってまいりました。その多岐にわたる豊富な経験と知見を活かして社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、独立の社外取締役候補者となりました。同氏には、その高い専門的な知見に基づき経営に対する提言をいただき経営の監督をしていただくとともに、報酬諮問委員会・指名諮問委員会の委員として当社ガバナンスの更なる向上を果たしていただくことを期待しております。
7. 当社は、藤川大策氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。また、曾和信子氏の取締役選任につきご承認いただいた場合、新たに独立役員として指定し、同取引所に届出る予定です。
8. 藤川大策氏は、現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会最終の時をもって1年となります。
9. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査役2名選任の件

本總會終結の時をもちまして、監査役増岡研介、大橋修の両氏が任期満了となりますので、あらためて監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況) ※印は現任	所有する 当社株式 の数
1	<p>再任 社外監査役 おお 橋 修 おさむ (1965年10月27日生)</p> <p><第66期の取締役会出席状況> 17/17回 (100.0%)</p> <p><第66期の監査役会出席状況> 14/14回 (100.0%)</p>	<p>1999年4月 公認会計士登録</p> <p>2000年9月 ダイヤ監査法人代表社員</p> <p>2004年11月 税理士登録</p> <p>2005年5月 ※税理士法人レクス会計事務所代表社員</p> <p>2011年5月 ※当社監査役</p> <p>2017年11月 ※レクス監査法人代表社員</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>税理士法人レクス会計事務所代表社員 レクス監査法人代表社員</p>	2,651株
2	<p>新任 社外監査役 よこ 倉 仁 のぶ (1969年5月30日生)</p>	<p>1992年4月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任あずさ監査法人)入所</p> <p>1995年3月 公認会計士登録</p> <p>2002年1月 横倉会計事務所開設</p> <p>2007年12月 弁護士登録 ピンガム・坂井・三村・相澤法律事務所 (現アンダーソン・毛利・友常法律事務所) 入所</p> <p>2014年4月 ※早稲田リーガルコモンズ法律事務所パートナー弁護士</p> <p>2017年7月 みのり監査法人外部監事</p> <p>2020年6月 ※㈱クレディセゾン社外取締役</p> <p>2021年7月 ※㈱伊藤園社外監査役</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>早稲田リーガルコモンズ法律事務所パートナー弁護士 ㈱クレディセゾン社外取締役 ㈱伊藤園社外監査役</p>	0株

(注) 1. 大橋修および横倉仁の両氏は、社外監査役候補者であります。

2. 当社と監査役候補者との責任限定契約について

当社は、大橋修氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。大橋修氏の監査役選任につき、ご承認いただいた場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、横倉仁氏の監査役選任につき、ご承認いただいた場合、当該責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としており、また、責任限定が認められるのは、監査役がその職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

3. 当社と監査役候補者との役員等賠償責任保険契約について
当社は、役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金および訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。なお、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。本議案が承認可決された場合、各監査役候補者は当該保険契約の被保険者となり、任期途中で当該保険契約を同内容にて更新する予定であります。
4. 各監査役候補者の選任理由
 - (1) 大橋修氏を社外監査役候補者とした理由は、税理士、公認会計士として企業会計、税務全般に精通していることから、専門的知見に基づいた確かな助言と監査をいただいております。同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、税理士、公認会計士として会社経営に精通しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
 - (2) 横倉仁氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての法的知見に加え、税理士、公認会計士として企業会計、税務全般に精通していることから、当社の事業戦略および経営方針に対して専門的知見と見識に基づいた有用な発言をいただくことを期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は社外役員としての立場以外に直接会社経営に関与した経験はありませんが、会計・税務・法務に関する専門的知見と見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
5. 当社は、大橋修氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、横倉仁氏は同取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしておりますので、同氏の監査役選任につきご承認いただいた場合、新たに独立役員として指定し、同取引所に届出る予定です。
6. 監査役候補者の大橋修氏は、現在当社の社外監査役ですが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。
7. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

(ご参考)：本定時株主総会後の取締役・監査役（予定）のスキル・経験

当社の取締役会の構成は、グループを統括・監督する持株会社として、健全で透明性の高いコーポレートガバナンス・内部統制を構築し、グループ会社を適切に統治するため、多様な視点と豊富な経験、高度なスキルを備えたメンバーであり、全体として必要なスキルが備わっているものと考えています。

各取締役・監査役の知識・経験・能力に基づき、特に期待するスキル・経験に●を入れたものが下記の一覧のとおりです。

したがって、各人の有する全ての知識・経験・能力を表すものではありません。

スキル名称	定義
企業経営・経営戦略	上場企業またはそれに準ずる企業の経験、もしくは企業経営・戦略に関する知識・経験・能力
営業・マーケティング	営業経験およびマーケティングに関する知識・経験・能力
M&A・財務・会計	金融機関、財務会計・投資部門または専門職での財務戦略、資本市場、会計・財務に関する知識・経験・能力
グローバル	国際的な企業における国際取引等や海外事業に関する知識・経験・能力
多様性・人材育成	当社グループの多様性の推進、または人材育成等に関する知識・経験・能力
法務・コンプライアンス	弁護士等専門的な知識・経験、または企業法務、法規制等に関する専門的知見
IT・DX	ITおよびDXに関する専門的知見

氏名	役職	スキル・経験						
		企業経営 経営戦略	営業・マ ーケティング	M&A 財務・会計	グローバル	多 様 性 人 材 育 成	法 務 コ ン プ ラ イ ア ン ス	IT ・ DX
河村泰貴	代表取締役社長	●	●			●		
小澤典裕	常務取締役	●		●	●			
成瀬哲也	取締役		●		●	●		
藤川大策	社外取締役	●		●				
曾和信子	社外取締役					●		●
安井昭裕	常勤監査役		●		●			
富谷薫	常勤監査役		●				●	
大橋修	社外監査役			●				
横倉仁	社外監査役			●			●	

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況) ※印は現任	所有する 当社株式 の数
野村智夫 (1955年5月7日生)	1980年4月 日新監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入社 1983年4月 公認会計士登録 1985年10月 監査法人サンワ事務所(現有限責任監査法人トーマツ)入社 1992年7月 野村・竹俣公認会計士事務所(現税理士法人レクス会計事務所)開設 2005年7月 税理士法人レクス会計事務所代表社員 2012年6月 ㈱朝日ラバー社外取締役 ※学校法人大東文化学園監事 2021年10月 ※税理士法人レクス会計事務所相談役 シーエスジャパン(㈱取締役) 2022年4月 ※同社代表取締役会長 (重要な兼職の状況) シーエスジャパン(㈱代表取締役会長)	0株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 野村智夫氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社と補欠監査役候補者との責任限定契約について
当社は、監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。補欠監査役候補者が社外監査役に就任した場合、当該責任限定契約を締結する予定であります。なお、監査役がその職務の遂行にあたり、善意でかつ重大な過失がない時は、当該責任限定契約に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の上限といたします。
4. 当社と補欠監査役候補者との役員等賠償責任保険契約について
当社は、役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金および訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。なお、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。補欠監査役候補者が監査役に就任した場合には、その時点より当該保険契約の被保険者となります。
5. 補欠の社外監査役候補者の選任理由
野村智夫氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として監査法人での監査業務や税理士法人での業務を歴任されていることから、専門的知見に基づく的確な助言と監査をいただくことを期待し、引き続き補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として財務および企業会計に精通しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
6. 野村智夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届出する予定であります。

第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、2008年5月29日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、その後対応策の有効期限に際し、所要の変更を行ったうえで継続をすることについてご承認いただいております（以下、変更後の対応策を「現プラン」といいます。）。

現プランの有効期間は、2023年5月25日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時までであることから、当社では、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含め、そのあり方について検討してまいりました。その結果、関係法令の改正や社会情勢の変化を勘案し、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件として、文言等一部変更および独立委員候補者の変更を行ったうえで、当社取締役会は現プランを継続することを決定いたしました（以下継続する対応策を「本プラン」といいます。）。

なお、上記を決定した取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役全員が出席し、当社監査役会として、本プランの具体的な運用が適正に行われることを条件として、現プランの継続に異議がない旨の意見を表明しております。

2023年2月28日現在における当社大株主の状況は、招集通知「事業報告」「2. 会社の現況」の「(1) 株式の状況 ④大株主」に記載のとおりです。

本議案は、当社定款第19条の定めに基づき、本プランについて、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。本プランの具体的な内容については、以下および招集通知において記載のとおりです。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
招集通知「事業報告」「2. 会社の現況」の「(7) 会社の支配に関する基本方針」①に記載のとおりです。
2. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて
招集通知「事業報告」「2. 会社の現況」の「(7) 会社の支配に関する基本方針」②に記載のとおりです。
3. 本プラン導入の目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひ

いては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあっては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社社外取締役および社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主および投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の4氏が就任する予定です。

4. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付行為

本プランは以下の(i)または(ii)に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株式等⁴について、公開買付け⁵に係る株式等の株券等所有割合⁶およびその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。なお、「意向表明書」における使用言語は日本語に限ります。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

- (i) 買付者等の概要
 - (a) 氏名または名称および住所または所在地
 - (b) 代表者の役職および氏名
 - (c) 会社等の目的および事業の内容
 - (d) 大株主または大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要
 - (e) 国内連絡先
 - (f) 設立準拠法
- (ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数および意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況
- (iii) 買付者等が提案する大規模買付行為の概要（買付者等が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類および数、ならびに大規模買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等⁸その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）

③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日⁹（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(i)(e)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、合理的な期間を定め（情報リストを受領した日から起算して60日間を上限とします。）、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容および態様等に関わらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

また、本必要情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限ります。

- (i) 買付者等およびそのグループ（共同保有者¹⁰、特別関係者およびファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名前および職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付行為の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類および金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数および買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法および関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付行為の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- (ix) 大規模買付行為の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客および地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実とその概要については速やかに開示いたします。また、本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会および独立委員会が、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、当社取締役会は、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の(i)または(ii)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

(i) 対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間

(ii) その他の大規模買付行為の場合には最大90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間および当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに速やかに開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様が開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)ま

たは(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(i) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、原則として、当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合、原則として、当社取締役会に対し対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、別紙3に掲げるいずれかの類型に該当すると判断され、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、本対応の例外的措置として、対抗措置の発動を勧告することがあります。

⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会および独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑦ 対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(i)買付者等が大規模買付行為を中止した場合または(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと思われる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止または発動の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑧ 大規模買付行為の開始

買付者等は、本プランに定める手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。ただし、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙4「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止または発動の停止を決議することがあります。

(3) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の

定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、経済産業省企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容を踏まえております。

- (2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

- (3) 株主意思を重視するものであること

本プランは本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として継続されるものであり、上記4.(3)に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合、または当社取締役会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。

当社は取締役の任期を1年としており、本プランの有効期間中であっても、毎年定時株主総会で取締役選任を通じて、株主の皆様の意見を反映させることが可能となっております。

従いまして、本プランの継続、変更および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

- (4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主および投資家の皆様に適時情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4. (1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4. (3)に記載のとおり、本プランは、取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており。当社取締役の任期は1年であることから、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役の交代を一度にできないため、その発動の防止に時間を要する買収防衛策）ではありません。

6. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの継続が決定され、当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記4. (1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本

新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。(その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。)

以上のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認ください。

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 独立委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)社外取締役、(2)社外監査役又は(3)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務および秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
 - (2) 本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
 - (3) 本プランの廃止および変更
 - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員は、独立委員会における審議および決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員候補者の略歴

藤川 大策（ふじかわ だいさく）

- 1984年 4月 (株)日本興業銀行入社
- 2000年 7月 UBSウオーバーク証券会社（現UBS証券(株)）入社
- 2006年 3月 日興シティグループ証券(株)入社
- 2009年10月 シティグループ証券(株)入社
- 2019年 2月 同社副社長執行役員投資銀行・法人金融部門長
- 2022年 5月 当社社外取締役（現任）

曾和 信子（そわ のぶこ）

- 1985年 4月 日本アイ・ビー・エム(株)入社
- 2012年 1月 同社理事グローバル・ビジネス・サービス事業本部金融アプリケーション開発担当
- 2014年 3月 日本アイ・ビー・エム・サービス(株)代表取締役社長
- 2017年 1月 日本アイ・ビー・エム(株)グローバル・ビジネス・サービス事業本部金融戦略プロジェクト担当
- 2018年10月 同社執行役員グローバル・ビジネス・サービス事業本部保険・郵政グループサービス事業部担当
- 2022年 4月 同社IBMコンサルティング事業本部シニア・デリバリー・エグゼクティブ（現任）

大橋 修（おおはし おさむ）

- 1999年 4月 公認会計士登録
- 2000年 9月 ダイヤ監査法人代表社員
- 2004年11月 税理士登録
- 2005年 5月 税理士法人レクス会計事務所代表社員（現任）
- 2011年 5月 当社社外監査役（現任）
- 2017年11月 レクス監査法人代表社員（現任）

横倉 仁（よこくら ひとし）

- 1992年 4月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入所
- 1995年 3月 公認会計士登録
- 2002年 1月 横倉会計事務所開設
- 2007年12月 弁護士登録
ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所）入所
- 2014年 4月 早稲田リーガルコモンズ法律事務所パートナー弁護士（現任）
- 2017年 7月 みのり監査法人外部監事
- 2020年 6月 (株)クレディセゾン社外取締役（現任）
- 2021年 7月 (株)伊藤園社外監査役（現任）

以 上

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメーラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは係る一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
7. 買付者等が反社会的勢力等、公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
8. その他 1. から 7. までの準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者¹¹、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者¹²、(4) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5) これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(6) これら(1)から(5)までに該当する者の関連者¹³（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

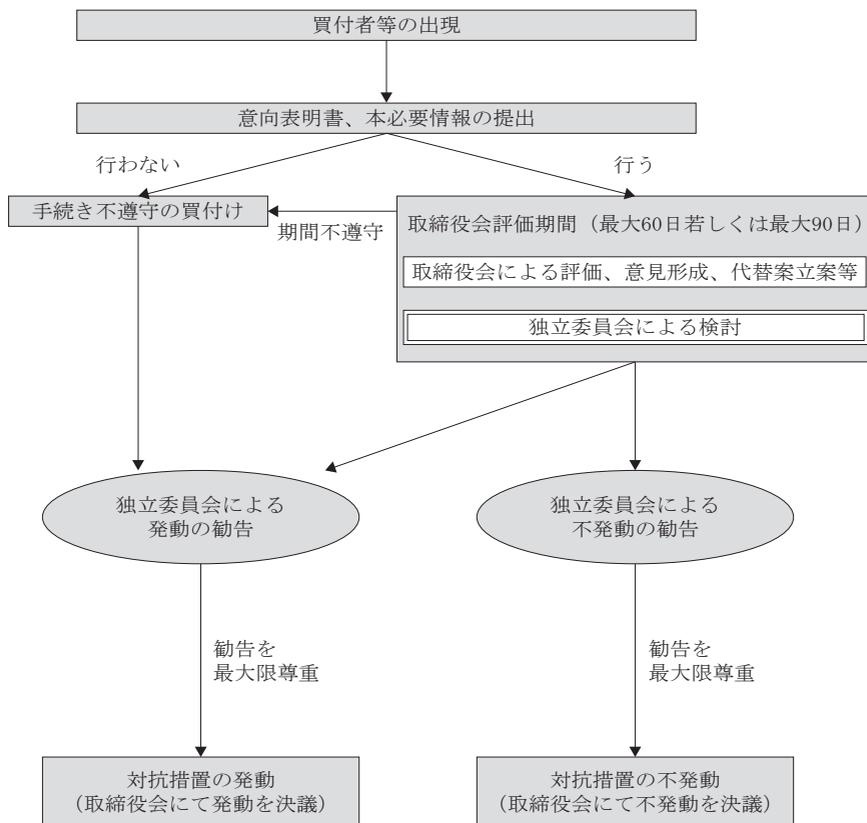
以 上

-
- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
 - 2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
 - 3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。
 - 4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下(ii)において同じとします。
 - 5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
 - 6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。
 - 7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株式等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

- 8 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株式等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 9 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。
- 10 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。
- 11 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- 12 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株式等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- 13 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

以 上

本プランの手続きに関するフロー図



※このフロー図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプランの内容については本文をご参照ください。

以上

事業報告

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度（2022年3月1日から2023年2月28日まで）の業績は、売上高1,680億99百万円（前年同期比9.4%増）、営業利益34億34百万円（前年同期比45.2%増）、経常利益87億41百万円（前年同期比44.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益72億34百万円（前年同期比10.9%減）となりました。

国内事業の売上高は、まん延防止等重点措置の解除以降緩やかに回復し、行動制限のない5月の大型連休では既存店売上高が新型コロナウイルス感染症拡大前の水準まで戻りました。7月後半からの「第7波」、年末年始の「第8波」と新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響を一時的に受けましたが、政府の旅行支援策や入国者の水際対策の緩和など、社会経済活動の正常化に伴う人流の増加により、足元の既存店売上高は回復が進んでいます。海外事業の売上高は、中国では上海のロックダウンをはじめ他の都市においても散発的に行動規制が実施されるなど、感染防止に向けた厳格な措置の大きな影響を受けました。一方、感染状況が落ち着いたアセアン各国は人流の増加に伴い回復傾向にあり、さらにアメリカはインフレが続くものの依然として好調に推移しています。

コストについては、食材ロスの低減や経費コントロールの強化に継続して取り組んでいますが、様々な原材料の価格高騰や光熱費の上昇の影響を受けました。また、地政学上のリスクや為替の変動など先行きが不透明な状態が続いています。なお営業外収益に各自治体からの営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金等を助成金等収入として48億81百万円計上しています。

セグメント概況につきましては、次のとおりです。

[吉野家]

売上高は1,137億67百万円（前年同期比6.3%増）となりました。

増収の主な要因は、まん延防止等重点措置の解除以降、店内飲食が回復傾向であることと外販事業が堅調に推移したことです。既存顧客の来店頻度向上策として、高付加価値商品である「牛焼肉定食」「牛皿麦とろ御膳」「月見牛とじ御膳」「牛すき鍋膳」「牛すき丼」「ねぎ塩牛カルビ丼」を販売しました。新規顧客の獲得やライフタイムバリュー向上策として、10年ぶりの復活となった「親子丼」の販売や牛カレーのブラッシュアップを行いました。また、「呪術廻戦」とのコラボレーション、「朝夜割」「お子様割」「牛ポ!」「肉だく半額祭」「朝活クーポンキャンペーン」、テイクアウトの牛井やから揚げの割引キャンペーンなどの販売施策を実施しました。さらに外販事業の新商品として、7月に販売を開始した外食初の特定保健用食品である冷凍牛丼の具「トク牛サラシアプレミアム」は6万食を販売しました。加えて、顧客利便性向上の取組みとして、店内およびテイクアウト注文タブレットの導入、テイクアウト専用受取窓口の設置店舗拡大などの積極的な機能強化を図るとともに、デリバリー対応店舗は1,011店舗（前期末+58店舗）となりました。また、新たな出店戦略として、テイクアウト専門店を9店舗出店しました。適正な経費コントロールを継続して行うと同時に、10月には主力商品の価格改定を行うなど機動的な施策を展開しましたが、牛肉を中心とした原材料の高騰や光熱費の上昇により、セグメント利益は62億13百万円（前年同期比14.6%減）となりました。同期間の店舗数は23店舗を出店し16店舗を閉鎖した結果、1,197店舗となりました。また、クッキング&コンフォート（C&C）店舗への転換状況は、8店舗を出店し75店舗を改装した結果、248店舗となりました。

[はなまる]

売上高は253億26百万円（前年同期比18.2%増）となりました。

増収の主な要因は、既存店売上高がまん延防止等重点措置の解除により緩やかに回復したことです。加えて、新規顧客の獲得および来店頻度向上を図った商品施策、販売施策を実施したことにより、既存店売上高は前年同期を大きく上回りました。商品施策として、「つけ麺フェア」「活力満点!とろ玉フェア」「冷やし担々フェア」「肉ガッツリ!!肉肉フェア」「とろ〜り、あったか!あんかけフェア」「牛すきぶっかけ」「あったか担々うどんフェア」など魅力的な季節商品を連続して展開しました。販売施策として、「天ぷら定期券」「スペシャルクーポン」「スーパーアプリクーポン祭」や、「映画デリシャスパーティプリキュア」「Pokémon GO」とのコラボキャンペーンを展開しました。また、10月には主力商品の価格改定を行うなど機動的に施策を展開しました。お客様が列に並ばずにうどんや天ぷらを注文できるテイクアウト専用セルフレジの導入を進

めるなど、テイクアウト、デリバリー需要の獲得に向けた取組みも継続して行い、デリバリー対応店舗は269店舗（前期末+2店舗）となりました。また、前年の「季節麺（夏麺・冬麺）」の導入に続き、全店舗にて新しい「だし」への切り替えも行うなど政策テーマである「原点回帰」として商品価値づくりにも力を入れています。これらの施策によって前期より営業損失を大幅に改善しましたが、原材料や光熱費の上昇の影響を強く受け、セグメント損失は2億68百万円（前年同期は13億16百万円の損失）となりました。同期間の店舗数は4店舗を出店し22店舗を閉鎖した結果、445店舗となりました。

[海外]

売上高は253億62百万円（前年同期比12.7%増）となりました。

増収の主な要因は、アメリカの既存店売上高が好調に推移したことに加え、アセアン各国の既存店売上高が回復傾向にあることです。アメリカは顧客ニーズを捉えた新商品展開や機動的な価格政策を行うことで、歴史的なインフレが続く中でも依然として力強い売上高を維持しており、原材料高やエネルギーコストの上昇にも対応しています。中国は3月末より行われた上海でのロックダウンによる営業停止措置をはじめ、その他の都市においても営業停止や店内飲食の禁止など厳格な措置の影響を受けました。中国政府によるゼロコロナ政策の転換を迎える中、12月には上海に和をモチーフとした新店舗をオープンしました。アセアン各国は感染状況が落ち着き、人流の増加とともに既存店売上高は回復傾向となっています。また、今後の成長が期待されるフィリピンでは、新コンセプト店舗を4店舗オープンし、既存店の改装も行いリブランディングを進めています。原材料高や光熱費などのコスト上昇の影響を受けたものの、増収によりセグメント利益は13億63百万円（前年同期比20.7%増）となりました。同期間の店舗数は64店舗を出店し75店舗を閉鎖した結果、963店舗となりました。なお、海外は暦年決算のため1～12月の実績を取り込んでいます。

② 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、新規出店を中心に81億8百万円の設備投資を実施しました。

吉野家におきましては、23店舗の新規出店に対する投資と、750店舗の改装、改修を行い、60億10百万円の設備投資を実施しました。

はなまるにおきましては、2店舗の新規出店に対する投資と、40店舗の改装、改修を行い、7億23百万円の設備投資を実施しました。

海外におきましては、14店舗の新規出店に対する投資と、35店舗の改装、改修を行い、7億80百万円の設備投資を実施しました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

(単位：百万円)

	第63期 (2020年2月期)	第64期 (2021年2月期)	第65期 (2022年2月期)	第66期 (当連結会計年度) (2023年2月期)
売 上 高	216,201	170,348	153,601	168,099
経常利益又は経常損失(△)	3,369	△1,964	15,642	8,741
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	713	△7,503	8,116	7,234
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	11.04	△116.09	125.54	111.86
総 資 産	126,167	131,921	112,214	108,230
純 資 産	48,385	40,142	48,741	55,603
自 己 資 本 比 率 (%)	37.9	30.0	42.9	50.9

(注)当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
(子会社)			
㈱吉野家	10百万円	100.0%	飲食店の経営
㈱はなまる	10百万円	100.0%	同上
YOSHINOYA AMERICA, INC.	8百万USドル	100.0%	同上
吉野家(中国)投資有限公司	306百万中国元	100.0%	中国子会社の資産の保有および管理
ASIA YOSHINOYA INTERNATIONAL SDN. BHD.	192百万マレーシアリンギット	100.0%	アセアン地区の子会社の資産の保有および管理

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当面の対処すべき課題の内容等

① 今までにない「新しいビジネスモデル」創り

当社グループは、長期ビジョン「NEW BEGINNINGS 2025」の実現に向けて、現在のビジネスモデルに代えて長期的に運用できる「新しいビジネスモデル」の構築を課題としています。既存の外食産業の範疇を超えるような市場創造・価値提供を行うモデル創りは、すでに素材開発や商品の提供方法の改善など、従来とは一線を画した踏み込みを開始しています。今後はその踏み込みを一層強めていくと同時に、さらに突出した「革新」による飛躍を図っていきます。

② 「飲食業の再定義」を実現するための組織づくりと取組み

「飲食業の再定義」を実現していくため、よりスピーディーな意思決定が可能となるグループ経営体制への見直しを行っていきます。全てのグループ本部の機能発揮を最大化し経営効率を高めて、海外を含めたグループ全事業への能動的な貢献・関与・統制を強化していきます。グループ間での人事交流の活発化及びグループ商品本部による仕入れの共通化も引き続き行っています。海外各地域においては、現地経営体制の確立及び現地での意思決定を可能にするエリアと部分的に日本で意思決定するエリアを明確にすることで、今後のグローバル展開を一層

加速していきます。

また、「飲食業の再定義」の実現のため、ダイバーシティ（人材構成の多様化）の推進も引き続き行っていきます。

③ 「ひと・健康・テクノロジー」の実践へ

当社グループでは、2025年を最終年度とする長期ビジョン「NEW BEGINNIGS 2025」の実現に向け「ひと・健康・テクノロジー」をキーワードとし、これまでの飲食業になかった新しい価値創造にチャレンジしています。

「ひと」に関わる取組みでは、「ひと」を活かすことで生まれる価値を追求し、その価値をお客様に提供していきます。グループ管理本部ではテレワークや出張に代わるWEB会議の促進といった新しい生活様式への対応を含めた本社機能の業務改革に取り組み、同時に従業員の働き方改革も進めています。「健康」に関しては、従業員の心と体の健康を経営の柱とする「ウェルネス経営」の一環として、従業員の健康リテラシーの向上と浸透を図っていきます。また、今後のメニュー開発は、「健康的」から「健康」そのものの追求へ取組みを深化させていきます。

最後に「テクノロジー」に関わる取組みでは、複雑なオペレーションを簡便化・効率化する設備や機器を導入し、職場環境の改善を図ることで、労働力の確保と生産性の向上に繋げていきます。2023年3月には、グループ財務経理本部傘下の情報システム機能を切り出し、グループデジタルテクノロジー推進本部を設立しました。経営環境の激しい変化に機動的かつ能動的に対処しつつ、デジタル技術の効果的な活用を推進することでデジタルトランスフォーメーション（DX）を実現し、既存のビジネスモデルの変革に繋げていきます。

④ グループ中期経営計画

当社グループを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会経済活動への影響の継続、テレワークの恒常化やデジタル技術の加速的な進歩、急激なインフレの進行に伴う原材料価格の高騰、地政学的リスクの顕在化、地球温暖化による気候変動など、以前にも増して大きく変容しております。かかる中、生活インフラとして世の中に「食」の楽しさと豊かさをお届けしているという考えのもと、2023年2月期から2025年2月期までの3年間を期間として、「進化」と「再生」をキーワードに中期経営計画を策定しました。

3年以上におよぶコロナ禍への対応とレジリエンスを通じて、当社グループは「構造変化」に取り組んできました。この変化をさらに増進させるべく、中期経営計画の中では各ブランドの業態進化、成長事業の強化、コスト効率化、および財務基盤の安定化を軸に、「既存事業の収益性の拡大」と「投下資本効率の向上」を特に重要な課題として位置付けています。堅固な事業基盤の確立を着実に推し進めることで、当社グループの経済的価値と社会的価値の一層の向上に取り組んで

いきます。

⑤ 人的資本価値の最大化に向けた取組み

当社グループは、サステナビリティ基本方針にもとづき特定した「5つのマテリアリティ」において、「ダイバーシティ&インクルージョンを実現し『ひと』の成長と活躍を促進する」ことを掲げています。経営理念に「For the People」を掲げ、日常食を提供する当社グループにとって、従業員が仕事を通じて感じる喜びややりがい、お客様のおいしく豊かな食事を支えるサービスの源泉であり、「ひと」にしか成し得ない価値があります。「ひと」の多様性や個性を尊重し従業員の活躍と成長を促すことは、拡がり変わりゆく顧客ニーズを捉えた価値を生み出し続けることにつながり、企業としての持続的成長と社会への価値還元をもたらしていきます。

<人材育成方針>

当社グループでは、全ての社員を幹部候補とみなし、公平な教育機会を提供しています。成長のための挑戦機会の提供や専門教育、配置転換を行い、成長と学びに必要な投資と環境整備を行います。

<社内環境整備方針>

当社グループでは、全ての従業員が心身ともに健康で、安全な環境で働くことができるように、ダイバーシティ&インクルージョンの実践、ライフワークバランスの推進、ウェルネス経営の推進に努めています。

<人的資本の最大化に向けた3つの取組み方針>

i. ダイバーシティ&インクルージョンの実践

「一人ひとりの個を活かす」という考えのもと、すべての従業員が互いに信頼関係を育みつつ持てる力を発揮し、いきいきと活躍できる会社を目指します。「個」から生まれる知の多様性をかけ合わせることで、変化への対応力＝レジリエンスを高め、新たな価値＝イノベーションを創出し、お客様と社会の課題を解決し続けます。

ii. ライフワークバランスの推進

仕事以外の生活の充実を促す休暇制度、従業員同士のつながりや関係性を良好にするためのコミュニケーション施策を導入・実施するとともに、社員の心と体の健康を経営の柱の一つに位置付ける「ウェルネス経営」を推進しています。

iii. 人材育成・キャリア支援

従業員一人ひとりの十分な能力発揮と、長期的な成長促進に主眼を置き、人材教育・キャリア支援への積極投資による「ひと」づくりを継続しています。

定量情報

指標	2023年2月期実績
女性管理職比率	グループ連結 ^{*1} 26.1% 国内事業 ^{*2} 9.6%
育児休暇取得率 ^{*2}	男性 33.3%、女性 100.0%
男女平均賃金の格差 ^{*2*3} および平均勤続年数 ^{*2}	部門長 85.1% 男性25.0年 女性21.9年 管理職（エリアマネージャーなど） 94.3% 男性20.2年 女性15.9年 非管理職（店長など） 92.9% 男性12.9年 女性8.2年

※1 グループ連結（海外含む）実績

※2 吉野家ホールディングス、国内吉野家、はなまるの3社実績

※3 男性賃金を100とした時の女性賃金の割合

⑥ 今後の見通し

2023年2月期（当期）においては、行動制限の解除以降、店内飲食を中心に既存店売上高が緩やかに回復しました。様々なコスト上昇の影響を受けましたが、売上高の伸長に伴う粗利益高の増加やコスト低減の取組みによって、本業の儲けを示す営業利益は34億34百万円と、前期を10億69百万円上回りました。コスト上昇の主な要因は、原材料価格と光熱費の高騰です。牛丼の主要食材である牛肉のほか、調理用油、鶏肉、輸入野菜などの様々な原材料価格が上昇し、光熱費も前期に比べて大幅に上昇しました。当社グループは、2020年2月期の売上高に対して90%の水準で利益を創出できる構造変化を実現していますが、この未曾有のコスト上昇に対し、継続して経費コントロールの強化に取り組むとともに、財務の健全性の回復に向けた借入金の返済や効率的な資金管理を行いました。一方、これらの自社努力だけではコスト上昇分の全てを吸収することはできず、グループの基幹事業である吉野家やはなまるにおいて主力商品の価格改定を行うなど、状況に柔軟かつ適切に対応しました。

2024年2月期においては、国内外での社会経済活動の本格的な再開による人流の増加が予想され、当社グループは、成長性および収益性の向上に向けて「客数獲得」と「成長投資の加速」を最優先事項として取り組みます。「客数獲得」は、魅力的な商品・販売施策の展開と従業員の接客サービスの向上による店舗体験価値を高めることで、既存顧客の来店頻度向上と新規顧客の獲得を図ります。「成長投資の加速」は、グループの基幹事業である吉野家において、新サービスモデル店舗への改装転換のスピードのギアを上げ、同期中に100店舗以上の改装を行います。一方、原材料価格や光熱費などのコスト上昇影響は、同期も継続すると見込んでおり、引き続き、適正な経費コントロールや本部経費の低減に取り組めます。

(5) 企業集団の主要な事業セグメント（2023年2月28日現在）

当社グループの主要な事業は下記のとおりです。

セグメント区分	主な事業内容
吉野家	日本国内における牛丼等のファストフード店経営およびフランチャイズ店舗への経営指導等
はなまる	日本国内におけるセルフ式讃岐うどん等のファストフード店経営およびフランチャイズ店舗への経営指導等
海外	海外における牛丼等のファストフード店経営およびフランチャイズ店舗への経営指導等

(6) 主要な営業所および工場（2023年2月28日現在）

企業集団の主要拠点等

名称	主な営業所および工場等	所在地
㈱吉野家ホールディングス	本社	東京都中央区
	東京工場	埼玉県加須市
㈱吉野家	本社	東京都中央区
	店舗（403店）	東京都中央区他
㈱北日本吉野家	本社	東京都中央区
	店舗（165店）	宮城県仙台市他
㈱中日本吉野家	本社	東京都中央区
	店舗（178店）	愛知県名古屋市中他
㈱関西吉野家	本社	東京都中央区
	店舗（227店）	大阪府大阪市他
㈱西日本吉野家	本社	東京都中央区
	店舗（119店）	福岡県福岡市他
㈱沖縄吉野家	本社	東京都中央区
	店舗（18店）	沖縄県那覇市他
㈱はなまる	本社	東京都中央区
	店舗（365店）	香川県高松市他
YOSHINOYA AMERICA, INC.	本社	米国カリフォルニア州
	店舗（77店）	米国カリフォルニア州他
台湾吉野家股份有限公司	本社	台湾台北市
	店舗（57店）	台湾台北市他
吉野家（中国）投資有限公司	本社	中国上海市
上海吉野家快餐有限公司	本社	中国上海市
	店舗（12店）	中国上海市他
ASIA YOSHINOYA INTERNATIONAL SDN. BHD.	本社	マレーシア クアラルンプール 連邦直轄領

(7) 使用人の状況 (2023年2月28日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,851 (12,578) 名	△153 (1,218) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時使用人は()内に年間の平均人員を記載しています。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
265名	△25名	48.9歳	16.5年

(8) 主要な借入先の状況 (2023年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	11,762百万円
農林中央金庫	4,215
株式会社三井住友銀行	2,850
株式会社りそな銀行	1,608
株式会社四国銀行	991
株式会社中国銀行	950
株式会社三菱UFJ銀行	841
株式会社埼玉りそな銀行	500
株式会社日本政策金融公庫	178
三井住友信託銀行株式会社	100

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2023年2月28日現在）

- | | |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 160,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 65,129,558株 |
| ③ 株主数 | 312,396名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	7,396,500株	11.43%
株式会社日本カストディ銀行	1,756,300	2.72
吉翔会	849,400	1.31
大樹生命保険株式会社	557,800	0.86
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	388,600	0.60
ハニューフーズ株式会社	326,800	0.51
BofA 証券株式会社	285,228	0.44
サントリー株式会社	278,000	0.43
キュービー株式会社	270,000	0.42
株式会社ヤマタネ	253,000	0.39

(注) 持株比率は自己株式（445,891株）を控除して計算しています。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、社外取締役を除く取締役に対する中長期インセンティブとして、譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。当期においては、取締役3名（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式報酬として当社普通株式9,180株を交付しております。

(4) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (2023年2月28日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	河 村 泰 貴	経営全般 ㈱吉野家代表取締役社長
常 務 取 締 役	小 澤 典 裕	グループ企画室長 YOSHINOYA AMERICA, INC. Chairman
取 締 役	成 瀬 哲 也	ASIA YOSHINOYA INTERNATIONAL SDN. BHD. C E O 吉野家 (中国) 投資有限公司董事長
取 締 役	内 倉 栄 三	㈱Y U M E キャピタル代表取締役
取 締 役	明 石 伸 子	N P O 法人日本マナー・プロトコール協会理事長 ㈱ブライトン代表取締役 日本放送協会経営委員
取 締 役	藤 川 大 策	
常 勤 監 査 役	安 井 昭 裕	
常 勤 監 査 役	富 谷 薫	
監 査 役	増 岡 研 介	増岡総合法律事務所所長 (弁護士) 伊藤忠食品㈱社外監査役
監 査 役	大 橋 修	税理士法人レクス会計事務所代表社員 レクス監査法人代表社員

- (注) 1. 取締役内倉栄三氏、明石伸子氏および藤川大策氏は、社外取締役であります。
2. 監査役増岡研介氏および大橋修氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役内倉栄三氏、明石伸子氏、藤川大策氏、監査役増岡研介氏および大橋修氏について、東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
4. 監査役増岡研介氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役大橋修氏は、税理士、公認会計士の資格を有しており、企業会計、税務全般に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当該事業年度中に就任した取締役
2022年5月26日開催の第65期定時株主総会において、新たに藤川大策氏が取締役に選任され、就任いたしました。
7. 当該事業年度中に就任した監査役
2022年5月26日開催の第65期定時株主総会において、新たに富谷薫氏が監査役に選任され、就任いたしました。
8. 当該事業年度中に退任した監査役
2022年5月26日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって、田中柳介氏は任期満了により監査役を退任されました。

② 責任限定契約の内容

当社は、社外取締役および監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。社外取締役および監査役がその職務の遂行にあたり、善意でかつ重大な過失がない時は、当該責任限定契約に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の上限といたします。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および子会社の取締役、監査役全員であり、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。被保険者である取締役および監査役が、その職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金および訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の人数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	特定譲渡制限付 株式	
取締役 (うち社外 取締役)	138 (17)	100 (17)	16 (-)	21 (-)	6 (3)
監査役 (うち社外 監査役)	60 (12)	60 (12)	- (-)	- (-)	5 (2)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2007年5月25日開催の第50期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は15名（うち社外取締役1名）です。また、2017年5月25日開催の第60期定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として年額300百万円以内（うち社外取締役は200百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）です。なお、2021年5月27日開催の第64期定時株主総会において、取締役に対する譲渡制限付株式報酬の対象より、社外取締役を除外することを決議いただきました。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名です。上記支給額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額を含めております。
3. 監査役の報酬限度額は、2007年5月25日開催の第50期定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役3名）です。また、2017年5月25日開催の第60期定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、監査役に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、年額300百万円以内と決議いただいておりますが、2021年5月27日開催の第64期定時株主総会において、同総会以降における監査役に対する譲渡制限付株式報酬制度を廃止することを決議いただきました。
4. 上記の支給人員は、当事業年度中に就任した取締役1名、監査役1名および退任した監査役1名を含んでおります。

⑤ 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

(i) 役員報酬に関する基本的な考え方

役員報酬等については、持続的な成長に向けた健全な制度設計となるよう以下の点に基づき、固定報酬・業績連動報酬・株式報酬によって構成・支給されるものとします。

- ・ 持続的、中長期的に企業価値向上を促す制度であること
- ・ 短期業績を反映し、達成を強く動機づけるものであること
- ・ 優秀な人材を確保・維持できる制度と金額であること
- ・ ステークホルダーに対して透明性、公正性および合理性を備えた制度でありこれを担保する適切なプロセスを経て決定されること

(ii) 報酬水準

役員報酬の水準および固定報酬・業績連動報酬・株式報酬の割合については、当社の事業内容および経営環境における各種ファンダメンタルズを考慮しながら、時価総額や前期の売上、利益水準等で、当社と同規模の上場企業における役員報酬水準等を参考に決定します。報酬の改定時期は固定報酬・業績連動報酬・株式報酬ともに毎年5月を基本としておりますが、毎年改定を前提とするものではありません。

(iii) 報酬構成

(a) 取締役（社外取締役を除く）

イ. 報酬構成の割合

社外取締役を除く取締役の報酬構成の割合（※）はおおよそ次のとおりとします。

	固定報酬	業績連動報酬	株式報酬
役付取締役	60-70%	15-20%	15-20%
取締役	80%	10%	10%

（※）基準報酬額を前提として算出しております。

ロ. 構成内容

① 固定報酬

職責の大きさに応じた役位ごとの、固定の金銭報酬とします。

② 業績連動報酬

短期のインセンティブ報酬として、各役員の役割、グループおよび担当部門業績のKPI達成度に基づき、事業年度ごとに変動する、業績連動の金銭報酬とします。業績連動報酬におけるKPIは該当年度における本業の稼ぐ力の向上度を評価しつつ、株主視点を取り入れ、EBITDA、親会社株主に帰属する当期純

利益をKPIとして組み合わせて用いています。

③ 株式報酬

当社は2017年5月25日開催の第60期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度の導入に係る議案が可決されたことに伴い、中長期インセンティブとして同制度を導入済みです。なお、譲渡制限期間については、対象取締役が当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人を退任または退職する日まで継続するものとします。

(b) 社外取締役および監査役

社外取締役の報酬は、経営に対する独立性の一層の強化を重視し、固定報酬のみとし、業績連動報酬および株式報酬は支給しません。

また監査役（社外監査役を含む）の報酬は、遵法監査を担うという職責を重視し、固定報酬のみとし、業績連動報酬および株式報酬は支給しません。

(iv) 報酬ガバナンス

(a) 報酬諮問委員会

役員の報酬の決定に関する手続きの客観性および透明性を確保すること等を目的として、委員長および半数の委員を独立社外取締役で構成する報酬諮問委員会を設置しています。

(b) 報酬の決定方法

役員の報酬に関する基本方針は、報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会にて決定または改定します。また、役員の報酬構成の割合および個人別の報酬額は、本方針に基づき、各役員の役割、貢献度、グループ業績の評価およびKPI達成度に基づき報酬諮問委員会で審議のうえ取締役会に答申し、決定します。

監査役の報酬は、監査役の協議において決定します。

(v) 取締役の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当該事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、取締役会の提案する各取締役の報酬案に対し、報酬諮問委員会が決定方針に従ったものも含めて審議し、同委員会の答申内容を尊重して取締役会にて決定しておりますので、当該決定方針に沿うものと判断しています。

⑥ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬の額の算定方法は、前記⑤「役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法」に記載の通り、EBITDA、親会社株主に帰属する当期純利益をその基本指標としており、職務領域に応じ、その配分を決定しております。事業会社の業務執行を兼務している取締役においては、当該事業会社のEBITDA、税引前当期純利益についても勘案して決定しています。

同指標の達成状況に応じ、各取締役の業務領域毎の基準額に対し0%から250%の支給幅を設けて算定しています。

当該事業年度の基本指標となるEBITDAは9,819百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は7,234百万円です。

なお、譲渡制限付株式報酬としての金銭報酬債権額は固定です。

⑦ 社外役員に関する事項

(i) 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役内倉栄三氏は㈱Y UMEキャピタルの代表取締役を兼務しております。
- ・取締役明石伸子氏はNPO法人日本マナー・プロトコール協会の理事長、(有)ブライトンの代表取締役および日本放送協会の経営委員を兼務しております。
- ・監査役増岡研介氏は増岡総合法律事務所所長（弁護士）および伊藤忠食品㈱の社外監査役を兼務しております。
- ・監査役大橋修氏は税理士法人レクス会計事務所およびレクス監査法人の代表社員をそれぞれ兼務しております。
- ・当社は上記の重要な兼職先との間に重要な取引はありません。

(ii) 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会(17回開催)		監査役会(14回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役内倉栄三	17回	100.0%	—	—
取締役明石伸子	16回	94.1%	—	—
取締役藤川大策	14回	100.0%	—	—
監査役増岡研介	16回	94.1%	13回	92.9%
監査役大橋修	17回	100.0%	14回	100.0%

- ・社外取締役の主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役内倉栄三氏は、金融機関において証券アナリストとして培ってきた豊富な経験と、投資銀行業務に関する専門的知見を活かし、社外取締役としての客観的立場から経営に対する意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。また、取締役会から独立した任意の諮問機関である報酬諮問委員会の委員長および指名諮問委員会の委員として、当社の報酬ガバナンスおよび代表取締役、取締役の指名に関する透明性・客観性の強化に対するの助言を行ってまいりました。その高い専門的な知見に基づいた助言・提言により当社ガバナンスの更なる向上に寄与していただくことを期待されていたところ、これらの活動を通じ、社外取締役としての職責を十分に果たしました。

取締役明石伸子氏は、男女共同参画等の女性活躍推進を中心とした企業経営環境に関する深い見識を活かし、社外取締役としての客観的立場から経営に対する意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。また、取締役会から独立した任意の諮問機関である報酬諮問委員会および指名諮問委員会の委員として、当社の報酬ガバナンスおよび代表取締役、取締役の指名に関する透明性・客観性の強化に対するの助言を行ってまいりました。その高い専門的な知見に基づいた助言・提言により当社ガバナンスの更なる向上に寄与していただくことを期待されていたところ、これらの活動を通じ、社外取締役としての職責を十分に果たしました。

取締役藤川大策氏は、長年にわたり国際金融機関において多岐にわたる金融商品の取引に携わってきた豊富な経験と、日・米・欧の金融機関での多様性のある人材との業務経験を活かし、社外取締役としての客観的な立場から経営に対する意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。また、取締役会から独立した任意の諮問機関である報酬諮問委員会および指名諮問委員会の委員として、当社の報酬ガバナンスおよび代表取締役、取締役の指名に関する透明性・客観性の強化に対するの助言を行ってまいりました。その高い専門的な知見に基づいた助言・提言により当社ガバナンスの更なる向上に寄与していただくことを期待されていたところ、これらの活動を通じ、社外取締役としての職責を十分に果たしました。

- ・社外監査役の主な活動状況

監査役増岡研介氏は、社外監査役として弁護士の専門性を活かし、経営に対する客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・

適正性を確保するための助言を行っております。

監査役大橋修氏は、社外監査役として税理士、公認会計士の専門性を活かし、経営に対する客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。

また、社外監査役の両氏ともに、取締役会から独立した任意の諮問機関である指名諮問委員会の委員として取締役会より任命され、当社の代表取締役、取締役の指名に関する透明性・客観性の強化に関し、積極的な助言を行っております。

(5) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	95百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	98百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しています。

2. 当社監査役会は、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬の見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言業務についての対価を支払っています。

④ 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適格性や独立性を害する事由の発生などにより、その適正な職務の遂行に重大な支障が生じ、改善の見込みがないと判断した場合には、その会計監査人を解任または不再任とし、新たな会計監査人の選任議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることとします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

(6) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制については、当社取締役会で決議いたしております。その内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 当社グループの経営理念である『For the People』を具現化するための「6つの価値観」、ステークホルダーへの「約束事」を当社を含むグループ各社共通の行動指針として共有し、実践する。
 - (ii) 当社グループの取締役および使用人が、法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス関連諸規程および「企業行動規範＝コンプライアンスガイド」に基づき、企業倫理の徹底に向けた社内教育を実施する。
 - (iii) 当社グループは、財務報告を法令等に従って適正に作成するために、経理に関する社内規程を整備し、年度毎に策定する計画書に沿って、その整備・運用状況を評価し、改善を実施する。
 - (iv) グループ監査室は、コンプライアンスの状況に関し、内部監査を実施する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (i) 取締役の職務の執行に係る文書その他の情報に関して、文書管理規程、取締役会規則、各種会議体運営基準・決裁基準等に従い、文書または電磁的方法により記録を作成し、適切に保存および管理（廃棄を含む。）を行い、必要に応じて運用状況の検証、各規程・基準の見直し等を行う。
 - (ii) 取締役の職務執行情報に関して、監査役または監査役を補助する使用人が閲覧を求めた場合、担当取締役は、速やかに当該情報・文書を閲覧に供する。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (i) 当社ならびに子会社および関連会社（以下、「子会社等」という。）の損失の危険に関して、業績に影響をおよぼす可能性のある災害等のリスク、事業等のリスクの分類およびリスク評価を行い、それぞれの領域毎に当該損失の危険の管理に関する事項を統括する取締役が、それぞれ損失の危険の管理（体制を含む。）に関する規程・基準・ガイドライン等を定め、規程等に基づく適切な対応を行う。
 - (ii) 上記リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、当該部門または子会社等を担当する取締役は速やかに取締役会に報告を行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) 取締役会を毎月1回定時開催するほか、必要に応じて随時開催する。そのほか、迅速かつ確かな経営判断を補完する目的で、常勤役員による意見交換、グループ戦略会議、各種委員会およびプロジェクト等の会議体を開催し、そこで審議・決定された内容は、職務を執行する担当部門において速やかに実施する。
 - (ii) 職務権限規程、業務分掌規程において、取締役および使用人の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、決裁規程を適宜見直し、決裁制度の中で、権限委譲を進め、適正かつ効率的な体制を確保する。
 - (iii) 内部監査部門として「グループ監査室」を設置し、各部門の業務執行の適正性や妥当性をモニタリングし、適時、取締役会への報告を行う。
 - (iv) その他顧問弁護士等による法令遵守等に関する指導・助言のほか、会計監査人による法定監査を受けるなど、第三者の関与を通じてコーポレートガバナンス体制の充実・強化を図る。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) 子会社等は、関係会社管理規程に定める重要事項については、当社への事前審議、承認または報告を求めるとともに、定期的に業務進捗報告会を開催し、経営管理情報・危機管理情報の報告を受けることにより、業務執行の適正を確保する体制を確保する。
 - (ii) 子会社は、当社のグループ監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役へ報告を行う。
 - (iii) グループ企画室担当取締役は、子会社等の損失の危険の発生を把握した場合、直ちにその内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告を行う。
 - (iv) グループ内における法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、当社および子会社等を含むグループ内部通報窓口を設置し、体制の整備を行う。
 - (v) 当社および子会社等は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力および団体からの要求に対しては、毅然とした対応を行う。また、警察や関係機関ならびに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の要請に基づき、必要に応じて、同使用人を置くこととする。

- ⑦ 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人を置いた場合、その人事異動および評価については、監査役会の同意を得るものとするほか、当該使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務しない。

- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会のほか、重要な会議に出席し、取締役および使用人から重要事項の報告を受けるものとする。また、各監査役の求めに応じて、取締役および使用人は、下記に定める事項につき、直接、必要な報告を行わなければならない。

- ・ 当社の内部統制システム構築に係る部門の活動状況
- ・ 当社の子会社等の監査役の活動状況
- ・ 当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
- ・ 業績および業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
- ・ 当社が保有する個人情報の管理状況
- ・ その他、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実

なお、職務の執行に関し重大な法令・定款違反、不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した当社の役職員または子会社等の役職員もしくはこれらの者から報告を受けた者は、これを監査役に報告する。当該報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知する。

- ⑨ 監査役職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

取締役は、監査役職務の実効性を担保するため、監査費用のための予算措置を行い、監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払を求めたときは、これに応じる。

- ⑩ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (i) 監査役は、重要な意思決定や業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、業務執行情報に関する文書を閲覧し、取締役または使用人から説明を求めることができる。
- (ii) 監査役は、監査の実施にあたり、グループ監査室および会計監査人と意見交換を行い、連携を図る。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当社では、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、上記基本方針に掲げた企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

- ① 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 当社では、法令等に関する研修をグループの役職員に対して実施するとともに、業務監査および内部監査を通じ、当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令、定款および社内規程等に基づき執行されていることを確認しております。
 - (ii) 当社および子会社各社において、「内部通報規程」を定め、内部通報体制を構築しております。各社それぞれに内部通報窓口を設置しているほか、当社グループ法務室にグループ共通の通報窓口として、グループホットラインを設け、コンプライアンスガイド・社内報・店舗へのポスター掲示等で周知し、その活用が図られており、グループリスク管理委員会から取締役会に対し、四半期毎にその内容が報告されております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

法令および社内規程（取締役会規則、決裁規程、文書管理規程等）に基づき、取締役会議事録、各委員会議事録、決裁書、個人情報（特定個人情報を含む）および営業上の機密情報等について、適切な保存および管理を行っております。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社および子会社等の業務執行および経営理念・ビジョンの達成を阻害しうるリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するため、「グループリスク管理規程」を定めております。子会社各社が当社に対して報告すべきリスクの基準を設け、随時もしくは定期的に、当社グループリスク管理委員会に報告がなされ、同委員会より取締役会に対し、四半期毎にリスク報告を行っております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (i) 取締役会は、社外取締役3名を含む取締役6名で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。本年度の取締役会は17回実施され、法令および定款等に定められた事項や経営方針等の重要事項について、議題の事前配布や事前説明等を行うなど、取締役会においてより効率的かつ有効な議論ができるようにするなどして、法令および定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議を行い、活発な意見交換がなされました。その他、常勤取締役

- 役および執行役員で構成される「経営連絡会」を必要に応じて適宜開催するなどして、職務の執行状況の報告や重要事項についての審議を行いました。
- (ii) 監査役会は、本年度14回開催され、取締役の職務執行の監査、法令および定款の遵守状況について監査いたしました。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) 当社の取締役、執行役員および子会社等の代表取締役で構成される「グループ全体会議」、「業務進捗報告会」、「コミットメント会議」等の会議を年間5回開催し、当社および子会社等の業務執行状況の概要について、報告され、審議を行いました。
- (ii) 関係会社管理規程およびグループリスク管理規程に基づき、関係会社の業態・部門毎に、リスク管理報告書を徴求し、グループ全体の内部統制の強化を図りました。
- (iii) 内部監査規程に基づき、当社および子会社等に対し、グループ監査室による年間14回の内部監査を実施いたしました。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
「監査役監査基準」においてその内容を定めております。
- ⑦ 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
「監査役監査基準」において、補助使用人の業務執行者からの独立性の確保および補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する内容を定めており、監査役から取締役に要請をすることとしております。
- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- (i) リスク管理規程に基づきグループリスク管理委員会に報告されたリスク事象が、監査役に円滑に報告される状態を維持し、監査役への報告体制の強化を図っております。
- (ii) 「現場報告会」を年5回開催し、取締役、会計監査人および財務経理部門との意思疎通を図っております。
- ⑨ 監査役職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役職務の執行について生じる費用について、「監査役監査基準」に基づき、監査役の請求に従い速やかに償還をしております。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査の実効性を確保するため、「監査役監査基準」に基づき、監査実施状況等について、取締役、会計監査人および内部監査部門と定期的に意見交換、協議を行っております。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

- (i) 当社グループの「グループ行動憲章」において、「私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える暴力団・総会屋その他の反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。」と宣言しているほか、「グループ反社会的勢力排除規程」および「グループ反社会的勢力排除マニュアル」においてその基本方針や具体的な対策を定めております。また、研修等を通じて、当社および子会社等の役員および使用人に対し、反社会的勢力との一切の関係遮断について周知を図っております。
- (ii) 新た取引を開始する際、取引を行おうとする相手が反社会的勢力と何らかの関係性を有していないか、事前に調査することを義務づけているほか、契約条項中に暴排条項を定めるよう求めております。
- (iii) 公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、関係機関との連携を密に図り、反社会的勢力の排除に向けた体制の強化を図っております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社グループの理念や企業価値の源泉を十分に理解し、高い専門性や知見を備えた者が経営判断を行った上で、法令および定款の定めを遵守しつつ当社の財務および事業の方針の決定に携わることが、当社および株主共同の利益に資するものと考えております。

この基本的な考え方にに基づき、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきであると考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあり得ます。

そのような大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、かかる提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社は、株主の皆様にご中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるべく、グループ企業価値向上への取組みおよびコーポレートガバナンスの充実強化のための取組みを実施しております。グループ企業価値向上への取組みは招集通知に記載の「対処すべき課題」を、コーポレートガバナンスの充実強化のための取組みは「業務の適正を確保するための体制」をそれぞれご参照ください。これらの取組みは、上記「①当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の実現に資するものであると考えております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(i) 株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、2020年5月21日開催の第63期定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を継続することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者、またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主および投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

(ii) 本プランの概要

本プランは、いわゆる「平時導入の事前警告型」で、その概要は以下のとおりであります。

- (a) 当社発行の株式等について、保有割合が20%以上となる大規模買付行為を行うことを希望する買収者等は、当社に対して、事前に意向表明書および大規模買付等に対する株主の皆様のご判断に必要な情報提出していただきます。
- (b) 当社取締役会は、買収者等から必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、提供された情報に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から十分に評価、検討するほか、交渉、意見形成および代替案立案を行います。
- (c) 取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、独立委員会は、買収者等や取締役会から情報を受領した後、必要に応じて評

価、検討を行い、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。

- (d) 独立委員会は、その判断の客観性、合理性を担保するため、取締役会から独立した機関として設置され、当社経営陣から独立した社外有識者等で構成されます。
- (e) 買収者等が、本プランに定める手続を遵守しない場合や提案内容が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、独立委員会の勧告により、取締役会が、対抗措置の発動、不発動を決定いたします。
- (f) 本プランの対抗措置として、新株予約権の無償割当を行う場合、買収者等は、当該新株予約権を行使できないという行使条件を付すものであります。その他当社が、買収者等以外の株主の皆様から当社普通株式と引き換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条件を付す場合もあります。

(iii) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、2020年5月21日開催の第63期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更、またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、または変更された場合には、当該廃止、または変更の事実、および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

④ 前記②および③の取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことへの該当性に関する当社取締役会の判断およびその理由

本プランにおいて対抗策が発動される場合としては、大規模買付者等が予め定められた大規模買付ルールを遵守しない場合のほか、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定しており、対抗策の発動・不発動の決定は、あくまでも当社の企業価値・株主共同の利益の観点から決定されるものでありますので、基本方針に沿っており、株主共同の利益を損なう

ものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであります。

また、対抗策の発動・不発動の決定にあたり、取締役会の恣意性を排除し、判断の客観性、合理性を担保するため、当社経営陣から独立した社外者で構成される独立委員会を設置し、取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしております。この点からも、株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであります。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対し、安定的かつ継続的な利益還元を行うことを基本としながら、経営環境や資金需要の状況、連結業績の動向ならびにグループの成長に向けた積極的な事業展開に必要な内部留保の充実等を総合的に勘案して決定することを基本方針としています。また、当社は中間配当と期末配当の年間2回行うことを基本的な方針としています。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会または取締役会、中間配当については取締役会での決議に基づき行います。内部留保の活用につきましては、グループの成長に向けた事業投資等、将来にわたって株主利益を増大させるための投資を優先していきます。

なお、当事業年度の期末配当につきましては、1株当たり5円とし、これにより通期の配当金は中間配当分5円を含め10円としました。

連結貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	43,663	流動負債	28,394
現金及び預金	24,234	支払手形及び買掛金	4,756
受取手形及び売掛金	6,131	短期借入金	1,650
商品及び製品	3,112	1年内返済予定の長期借入金	8,887
仕掛品	55	リース債務	2,408
原材料及び貯蔵品	4,220	未払法人税等	151
その他	6,076	賞与引当金	1,085
貸倒引当金	△166	役員賞与引当金	7
固定資産	64,566	株主優待引当金	263
有形固定資産	39,125	資産除去債務	221
建物及び構築物	22,160	その他	8,961
機械装置及び運搬具	1,862	固定負債	24,232
工具、器具及び備品	1,822	長期借入金	13,706
土地	3,957	リース債務	6,956
リース資産	3,530	退職給付に係る負債	245
使用権資産	5,390	資産除去債務	2,690
建設仮勘定	401	繰延税金負債	18
無形固定資産	3,166	その他	616
のれん	1,222	負債合計	52,626
その他	1,943	(純資産の部)	
投資その他の資産	22,274	株主資本	56,630
投資有価証券	2,408	資本金	10,265
長期貸付金	1,756	資本剰余金	11,365
長期前払費用	769	利益剰余金	35,548
差入保証金	11,032	自己株式	△548
投資不動産	1,603	その他の包括利益累計額	△1,519
繰延税金資産	2,128	その他有価証券	10
その他	2,868	評価差額	△1,493
貸倒引当金	△293	為替換算調整勘定	△36
資産合計	108,230	退職給付に係る調整	
		累計	△36
		非支配株主持分	491
		純資産合計	55,603
		負債・純資産合計	108,230

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。

連結損益計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	168,099
売上原価	59,772
売上総利益	108,326
販売費及び一般管理費	104,891
営業利益	3,434
営業外収益	
受取利息	173
受取配当金	1
貸入収入	436
受取手数料	150
助成金等収入	4,881
雑収入	785
営業外費用	
支払利息	411
貸借費用	289
持分法による投資損失	163
雑損	258
経常利益	8,741
特別利益	
固定資産売却益	376
受取補償金	234
関係会社株式売却益	1,725
出資金清算益	102
特別損失	
固定資産売却損	87
固定資産除却損	278
減損損失	1,259
関係会社株式売却損	63
関係会社株式評価損	132
関係会社整理損	48
契約解約損	93
貸倒引当金繰入額	241
税金等調整前当期純利益	2,203
法人税、住民税及び事業税	1,546
法人税等調整額	384
当期純利益	7,045
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△189
親会社株主に帰属する当期純利益	7,234

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

（2022年3月1日から
2023年2月28日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2022年3月1日残高	10,265	11,540	28,976	△572	50,211
会計方針の変更による累積的影響額			△15		△15
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,265	11,540	28,961	△572	50,195
当連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△646		△646
親会社株主に帰属する当期純利益			7,234		7,234
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
自 己 株 式 の 処 分				25	25
自 己 株 式 処 分 差 益		24			24
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△200			△200
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)					—
当連結会計年度中の変動額合計	—	△175	6,587	23	6,435
2023年2月28日残高	10,265	11,365	35,548	△548	56,630

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
2022年3月1日残高	4	△2,076	△35	△2,108	638	48,741
会計方針の変更による累積的影響額				—		△15
会計方針の変更を反映した当期首残高	4	△2,076	△35	△2,108	638	48,725
当連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当				—		△646
親会社株主に帰属する当期純利益				—		7,234
自 己 株 式 の 取 得				—		△2
自 己 株 式 の 処 分				—		25
自 己 株 式 処 分 差 益				—		24
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				—		△200
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)	6	583	△0	589	△147	442
当連結会計年度中の変動額合計	6	583	△0	589	△147	6,877
2023年2月28日残高	10	△1,493	△36	△1,519	491	55,603

（注） 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 36社
- ・主要な連結子会社の名称 ㈱吉野家
㈱はなまる
YOSHINOYA AMERICA, INC.
吉野家（中国）投資有限公司
ASIA YOSHINOYA INTERNATIONAL SDN. BHD.

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社の数 6社
- ・主要な会社等の名称 深圳吉野家快餐有限公司

当連結会計年度において、SUSHI KING SDN. BHD. は、2022年4月18日（みなし売却日2022年6月1日）に当社の連結子会社であるASIA YOSHINOYA INTERNATIONAL SDN. BHD. が保有する同社の全株式を譲渡完了したことに伴い、持分法適用の範囲から除外しています。

② 持分法適用の会社の事業年度等に関する事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社につきましては、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しています。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社の決算日は12月31日です。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

(i) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

時価法

以外のもの

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(ii) 棚卸資産の評価基準および評価方法

商品・製品・原材料・仕掛品

主として総平均法による原価法(貸借対照表計上額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しています。

貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法(貸借対照表計上額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しています。

なお、在外連結子会社は、移動平均法による原価法(貸借対照表計上額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しています。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(i) 有形固定資産

定率法

(リース資産を除く)

および投資不動産

ただし、1998年4月1日以降取得の建物並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 2年～50年

機械装置及び運搬具 2年～13年

工具、器具及び備品 2年～15年

(ii) 無形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

(iii) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零又は残価保証額とする定額法を採用しています。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2009年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(iv) 使用権資産

在外連結子会社については、国際財務報告基準に基づき計算書類を作成しており、国際財務報告基準第16号「リース」(以下「IFRS第16号」という。)を適用しています。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっています。

③ 重要な引当金の計上基準

(i) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(ii) 賞与引当金

当社及び国内連結子会社の執行役員及び従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しています。

(iii) 役員賞与引当金

役員賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

(iv) 株主優待引当金

将来の株主優待券の利用に備えるため、株主優待券の利用実績に基づき、当連結会計年度末における株主優待券利用見込額を計上しています。

④ のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、5年～20年の定額法により償却しています。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に飲食店運営による商品およびサービスの提供、フランチャイズ加盟者（FC加盟者）に対する食材等の販売、フランチャイズ権（FC権）の付与および店舗運営指導等を行っています。

(i) 一時点で移転される財
又はサービス

飲食店運営による商品およびサービスの提供による収益は、主に牛丼等の飲食店における顧客からの注文に基づく商品およびサービスの提供であり、顧客へ商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しています。対価は主に商品引渡し時点で収受しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれていません。

FC加盟者に対する食材等の販売は、フランチャイズ契約（FC契約）に基づく食材等の提供であり、食材等を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しています。対価は履行義務充足時点から概ね1ヵ月で収受しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれていません。

(ii) 一定の期間に移転される財
又はサービス

FC権の付与および店舗運営指導等に関する収益（加盟金、FC契約更新料およびロイヤリティ収入）は取引の実態に従って収益を認識しており、契約更新料は契約更新時に当該対価を契約負債として計上した後、履行義務の充足に伴い一定の期間にわたって収益として認識しています。加盟金およびロイヤリティ収入はFC契約に基づき一定の方法により測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しています。これら取引の対価は契約条件に従い、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しています。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

(i) 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生年度に全額費用処理していません。

(ii) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

なお、在外子会社等の資産および負債は、子会社決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。

(iii) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

(iv) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定です。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。これにより他社が運営するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムにかかるポイント負担金について、従来は販売費及び一般管理費として計上していましたが、ポイント負担金を差し引いた金額で収益を認識する方法に変更しています。さらに、FC契約更新時にFC加盟者から受領する更新料について、従来はFC契約更新時の一時点で収益として認識していましたが、当該対価を契約負債として計上し、履行義務の充足に従い一定の期間にわたって収益として認識しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。この結果、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は15百万円減少しています。また、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微です。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

(米国財務会計基準審議会会計基準編纂書(ASC)第842号「リース」の適用)

米国会計基準を採用している一部の在外連結子会社は、当連結会計年度の期首より、ASC第842号「リース」を適用しています。

これにより、当該在外連結子会社における借手のリース取引については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上することとしています。

当該会計基準の適用にあたっては、経過措置で認められている、当該会計基準の適用による累積的影響額を適用開始日に認識する方法を採用しています。

この結果、当連結会計年度の期首において、有形固定資産の「使用権資産(純額)」が3,594百万円、流動負債の「リース債務」が732百万円、固定負債の「リース債務」が2,862百万円増加しています。

なお、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

3. 未適用の会計基準等に関する注記

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）

① 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いを定めています。

② 適用予定日

2024年2月期の期首より適用予定です。

③ 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結計算書類の作成時において評価中です。

- ・「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）

① 概要

グループ通算制度への移行に伴い、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めています。

② 適用予定日

2024年2月期の期首より適用予定です。

③ 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結計算書類の作成時において評価中です。

4. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

固定資産

主要セグメントである吉野家・はなまる・海外セグメントの連結貸借対照表に計上した固定資産金額および連結損益計算書に計上した減損損失額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	有形固定資産	無形固定資産	減損損失
吉野家	21,573	505	418
はなまる	3,639	88	548
海外	7,812	529	42

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産の回収可能性の評価においては、主として店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングを行っています。

営業損益が2期連続で赤字となり業績の悪化が認められる店舗について、また、閉店のため当該店舗から独立したキャッシュ・フローが得られないことが見込まれている店舗等に減損の兆候を識別し、兆候を識別した店舗について、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額の比較により、減損損失を認識するかどうかの検討をしています。割引前将来キャッシュ・フロー総額が当該店舗の固定資産の帳簿価額を下回る店舗について、その「回収可能価額」を「正味売却価額」又は「使用価値」との比較により決定し、固定資産の帳簿価額を「回収可能価額」まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。

減損の兆候が識別された店舗の割引前将来キャッシュ・フローについては、新型コロナウイルスの影響が落ち着き、さらなる人流の増加が予想される一方で、原材料価格や光熱費が高止まりしている環境下において、当該事業ごとの特性や地域(国や出店ロケーション)特性を加味した仮定を用いて見積もっています。その結果、減損損失を吉野家418百万円、はなまる548百万円、海外42百万円計上しています。

なお、上述の見積りや仮定には不確実性があり、市場環境等の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

有形固定資産	60,099百万円
投資不動産	728百万円

(2) 偶発債務

次のとおり債務の保証をしています。

被保証先	保証内容	金額（百万円）
F C加盟者（14社）	仕入債務	1

6. 連結損益計算書に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益およびそれ以外の収益を区分して記載していません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表の「10. 収益認識に関する注記（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しています。

(2) 助成金等収入

新型コロナウイルス感染症に伴う政府及び各自治体からの営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金等の収入です。

(3) 減損損失の内訳

用途	主な所在地	種類	金額（百万円）
店舗	神奈川県横浜市等	建物等	1,227
本社・工場等	埼玉県加須市等	建物等	31
計			1,259

当社および連結子会社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、主に店舗を基本単位としてグルーピングを行っており、本社・工場等については個別にグルーピングを行っています。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しています。正味売却価額は、主に不動産鑑定基準に基づく鑑定評価額などに合理的な調整を行って算出した金額を使用しています。使用価値は、将来キャッシュ・フローを2.28%～6.99%で割引いて算出しています。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
発行済株式				
普通株式	65,129,558	—	—	65,129,558
合計	65,129,558	—	—	65,129,558
自己株式				
普通株式	462,403	8,298	21,210	449,491
合計	462,403	8,298	21,210	449,491

(注) 自己株式の増加8,298株は、単元未満株式の買い取りによるものです。また、自己株式の減少21,210株は、単元未満株式の売り渡しによるものと、譲渡制限付株式報酬によるものです。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月26日 定時株主総会	普通株式	323	5	2022年2月28日	2022年5月27日
2022年10月12日 取締役会	普通株式	323	5	2022年8月31日	2022年11月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2023年4月12日開催の取締役会において、下記のとおり普通株式の配当に関する事項を決議しています。なお、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって定めることを可能としています。

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年4月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	323	5	2023年 2月28日	2023年 5月2日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しています。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金については、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関して当社および連結子会社の経理規程等社内規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。なお、ほとんどの債権は、1ヶ月以内の入金期日です。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に取引先企業との取引関係等の円滑化を目的として保有する株式であり、定期的に把握された時価を取締役に報告しています。

差入保証金は、主に賃借店舗の敷金・保証金であり、賃貸人の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

借入金は、主に運転資金（短期）及び設備投資（長期）に係る資金調達を目的としたものです。これらは、流動性リスク及び金利変動リスクに晒されていますが、適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、「現金及び預金」については、現金であること、および預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しています。また、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 投資有価証券	8	8	—
(2) 長期前払費用(建設協力金) (*1)	185	182	△3
(3) 差入保証金	11,032	10,157	△874
資産計	11,226	10,347	△878
(4) 長期借入金 (*2)	22,593	22,574	△19
(5) リース債務 (*2)	9,364	9,354	△10
負債計	31,958	31,928	△29

(*1) 連結貸借対照表の長期前払費用に含まれている建設協力金については、時価開示の対象としていません。

(*2) 長期借入金及びリース債務には、1年以内返済予定分を含めています。

(*3) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しています。当該出資の連結貸借対照表計上額は188百万円です。

(*4) 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額2,400百万円）は、「(1) 投資有価証券」には含めていません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	8	—	—	8
資産計	8	—	—	8

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期前払費用(建設協力金)	—	182	—	182
差入保証金	—	10,157	—	10,157
資産計	—	10,339	—	10,339
長期借入金	—	22,574	—	22,574
リース債務	—	9,354	—	9,354
負債計	—	31,928	—	31,928

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は全て証券取引所に上場している株式であり相場価格を用いて評価しています。上場株式は市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しています。

長期前払費用(建設協力金)、差入保証金

これらの時価については、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金、リース債務

これらの時価については、元金金の合計額を新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の建物及び土地を有しています。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
1,603	1,618

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。

2. 時価の算定方法

当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士により「不動産鑑定評価基準」等に基づいて算定された金額です。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計
	吉野家	はなまる	海外	計		
一時点で移転される財又はサービス	112,346	24,901	23,919	161,167	4,712	165,879
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	429	235	1,442	2,107	111	2,219
顧客との契約から生じる収益	112,775	25,137	25,362	163,275	4,823	168,099
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	112,775	25,137	25,362	163,275	4,823	168,099

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、連結子会社12社を含んでいます。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項」の「⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	355
契約負債（期末残高）	467

連結計算書類上、契約負債は流動負債「その他」に計上しています。契約負債は主に、顧客からの前受金およびFC契約更新時にFC加盟者から受領する更新料の前受に係る繰延収益です。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。過去の期間に充足した履行義務から、取引価格の変動等により当連結会計年度に認識した収益はありません。なお、契約資産はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 852.07円 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 111.86円 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	41,496	流 動 負 債	28,490
現金及び預金	16,793	買掛金	3,964
売掛金	4,854	短期借入金	11,872
商品及び製品	2,138	1年内返済予定の長期借入金	8,010
仕掛品	11	リース債務	673
原材料及び貯蔵品	3,573	未払金	2,677
短期貸付金	8,454	未払法人税等	101
リース債権	2,456	賞与引当金	213
リース投資資産	699	資産除去債務	10
その他引当金	4,136	株主優待引当金	471
貸倒引当金	△1,623	その他	495
固 定 資 産	50,229	固 定 負 債	17,851
有 形 固 定 資 産	4,925	長期借入金	13,337
建物及び構築物	1,347	リース債務	2,640
機械装置及び運搬具	853	債務保証損失引当金	52
工具、器具及び備品	106	資産除去債務	1,722
土地	816	その他	97
リース資産	1,587		
建設仮勘定	214	負 債 合 計	46,341
無 形 固 定 資 産	859	(純資産の部)	
借地権	377	株主資本	45,372
ソフトウェア	367	資本剰余金	10,265
その他	114	資本準備金	13,001
投 資 其 他 の 資 産	44,444	資本剰余金	12,855
投資有価証券	418	その他の資本剰余金	146
関係会社株	6,892	自己株式処分差益	146
関係会社出資	5,838	利 益 剰 余 金	22,648
長期貸付金	1,641	利益準備金	1,740
差入保証金	7,977	その他利益剰余金	20,908
投資不動産	4,196	別途積立金	15,500
リース債権	15,594	繰越利益剰余金	5,408
リース投資資産	1,615	自己株式	△542
繰延税金資産	222	評価・換算差額等	10
その他	66	その他有価証券評価差額金	10
貸倒引当金	△22	純 資 産 合 計	45,383
資 産 合 計	91,725	負 債 ・ 純 資 産 合 計	91,725

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
商品及び製品売上高	51,722	
ロイヤリティ収入	2,610	
配当金収入	5,076	59,410
売 上 原 価		
商品及び製品売上原価	50,757	50,757
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,133	4,133
営 業 外 収 入		4,519
受取利息	74	
受取配当金	8	
受取貸収入	481	
受取手数料	341	
雑収入	138	1,043
営 業 外 費 用		
支払利息	256	
支払賃料	277	
雑損失	22	556
経 常 利 益		5,006
特 別 利 益		
固定資産売却益	373	
評定済資産戻入益	28	
受取補償金	234	
債務保証損失引当金戻入益	214	851
特 別 損 失		
固定資産売却損	86	
固定資産除却損	55	
貸倒引当金繰入額	357	
子会社株式評価損	2,556	
その他の特別損失	3	3,059
税 引 前 当 期 純 利 益		2,798
法人税、住民税及び事業税	3	
法人税等調整額	72	76
当 期 純 利 益		2,721

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計
2022年3月1日残高	10,265	12,855	121	12,976	1,740	20,500	△1,667	20,573
当事業年度中の変動額				—			△646	△646
剰余金の配当				—			△646	△646
別途積立金の取崩				—		△5,000	5,000	—
当期純利益				—			2,721	2,721
自己株式の取得				—				—
自己株式の処分				—				—
自己株式処分差益			24	24				—
株主資本以外の 項目の当事業年度中 の変動額(純額)				—				—
当事業年度中の変動額合計	—	—	24	24	—	△5,000	7,075	2,075
2023年2月28日残高	10,265	12,855	146	13,001	1,740	15,500	5,408	22,648

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2022年3月1日残高	△566	43,249	4	4	43,253
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△646		—	△646
別途積立金の取崩		—		—	—
当期純利益		2,721		—	2,721
自己株式の取得	△2	△2		—	△2
自己株式の処分	25	25		—	25
自己株式処分差益		24		—	24
株主資本以外の 項目の当事業年度中 の変動額(純額)		—	6	6	6
当事業年度中の変動額合計	23	2,123	6	6	2,129
2023年2月28日残高	△542	45,372	10	10	45,383

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および 関連会社株式 その他有価証券	移動平均法による原価法
市場価格のない株式等 以外のもの	時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準および評価方法

商品・製品・原材料・仕掛品	主として総平均法による原価法（貸借対照表計上額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しています。
貯蔵品	主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表計上額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く) および投資不動産	定率法 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。 なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物及び構築物 2年～50年 機械装置及び運搬具 2年～13年 工具、器具及び備品 2年～15年
------------------------	--

② 無形固定資産

(リース資産を除く)	定額法 自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。
------------	--

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零又は残価保証額とする定額法を採用しています。
なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が2009年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

執行役員および従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しています。

③ 株主優待引当金

将来の株主優待券の利用に備えるため、株主優待券の利用実績に基づき、当事業年度末における株主優待券利用見込額を計上しています。

④ 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証にかかる損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案して、損失見込額を計上しています。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の収益は主に、食材等の販売による収益、子会社からのロイヤリティ収入及び配当金収入となります。

食材等の販売による収益は、子会社等に対する食材の販売等であり、顧客に食材等を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しています。

ロイヤリティ収入は、子会社等に対する商標等の使用許諾を履行義務として識別しており、商標等の使用によって充足されると判断し、その発生時点を考慮して収益を認識しています。

配当金収入は、「金融商品に関する会計基準」に基づき収益を認識しています。なお、当社の主要な取引先に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれていません。

(5) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(6) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

(7) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定です。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。これによる期首の利益剰余金残高および損益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで区分掲記していましたが下記の科目について、金額の重要性及び明瞭性を高める観点から表示科目の見直しを行い、当事業年度より下記の通り表示しています。

表示区分	前事業年度	当事業年度
流動資産	1年内回収予定の関係会社長期貸付金	その他
	1年内回収予定の長期貸付金	その他
	未収入金	その他
無形固定資産	商標権	その他
	ソフトウェア仮勘定	その他
投資その他の資産	出資金	その他
流動負債	未払費用	その他
固定負債	長期未払金	その他
	預り保証金	その他

前事業年度まで区分掲記していました関係会社に対する債権・債務について、貸借対照表に関する注記（３）関係会社に対する金銭債権、債務に記載するため、当事業年度より下記の通り表示しています。

表示区分	前事業年度	当事業年度
流動資産	関係会社短期貸付金	短期貸付金
投資その他の資産	関係会社長期貸付金	長期貸付金
流動負債	関係会社借入金	短期借入金

4. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式及び関係会社出資金の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸借対照表および損益計算書に計上した関係会社株式及び関係会社出資金並びに子会社株式評価損は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当事業年度
関係会社株式	6,892
関係会社出資金	5,838
子会社株式評価損	2,556

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式及び関係会社出資金は取得原価をもって貸借対照表に計上し、対象会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理する方針としています。

実質価額の回復可能性の判断を行う際に用いる事業計画は、将来の客数や客単価、売上原価ならびに人件費等の販売費及び一般管理費の予測に一定の仮定をおいています。

当社が保有する一部の関係会社株式及び関係会社出資金は、2023年2月28日現在、実質価額が著しく低下しており、それらの将来の回復可能性を総合的に勘案した結果、子会社株式評価損2,556百万円を計上しています。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

有形固定資産	6,263百万円
投資不動産	1,588百万円

(2) 偶発債務

次のとおり債務の保証を行っています。

被保証先	保証内容	金額（百万円）
YOSHINOYA AMERICA, INC.	金融機関借入	1,294 (9,492千USドル)
㈱吉野家ファーム福島	”	69
計		1,364

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものを除く）は次のとおりです。

① 短期金銭債権	18,622百万円
② 長期金銭債権	15,382百万円
③ 短期金銭債務	12,134百万円
④ 長期金銭債務	1百万円

(4) 取締役、監査役に対する金銭債務は次のとおりです。

長期金銭債務	10百万円
--------	-------

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益	58,440百万円
② 営業費用	1,709百万円
③ 営業取引以外の収益	828百万円
④ 営業取引以外の費用	3百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度における自己株式の種類および株式数

普通株式	445,891株
------	----------

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

(繰延税金資産)	
関係会社株式評価損等	1,449
組織再編に伴う関係会社株式	2,442
資産除去債務	341
賞与引当金	65
貸倒引当金	503
債務保証損失引当金	16
減損損失	641
繰越欠損金	496
未払費用	26
退職金	3
電話加入権評価損	25
その他	115
繰延税金資産小計	<u>6,126</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△477
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△5,422
評価性引当額小計	<u>△5,900</u>
繰延税金資産合計	<u>226</u>
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△3
繰延税金負債合計	<u>△3</u>
繰延税金資産の純額	<u>222</u>

9. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株吉野家	10	飲食店の経営	直接 100.0	兼任 1名	吉野家の商標使用と商品運営ノウハウ等の提供	食材及び商品の販売(注1)	45,194	売掛金	3,928
							ロイヤリティの受取(注2)	1,187		
							連結納税にともなう受取	2,166	未収入金	1,424
							物流業務受託等(注3)	3,466		
							利益配当金の受取	3,170	—	—
							リース料の受取(注4)	3,633	リース債権	5,874
									リース投資資産	424
							資金の返済(注6)	3,643	短期借入金	4,642
	経費等の支払(注5)	977	未払金	1,507						
	株中日本吉野家	10	飲食店の経営	直接 100.0	—	吉野家の商標使用と商品運営ノウハウ等の提供	リース料の受取(注4)	1,146	リース債権	2,778
							利益配当金の受取	810	リース投資資産	5
							資金の返済(注6)	1,014	短期借入金	1,221
	株北日本吉野家	10	飲食店の経営	直接 100.0	—	吉野家の商標使用と商品運営ノウハウ等の提供	リース料の受取(注4)	948	リース債権	2,804
									リース投資資産	43
	株関西吉野家	10	飲食店の経営	直接 100.0	—	吉野家の商標使用と商品運営ノウハウ等の提供	リース料の受取(注4)	1,724	リース債権	3,478
							利益配当金の受取	580	リース投資資産	48
							資金の返済(注6)	1,042	短期借入金	1,643
	株西日本吉野家	10	飲食店の経営	直接 100.0	—	吉野家の商標使用と商品運営ノウハウ等の提供	リース料の受取(注4)	885	リース債権	2,096
							利益配当金の受取	400	リース投資資産	27
							資金の返済(注6)	318	短期借入金	1,027

子会社	㈱沖繩吉野家	10	飲食店の経営	直接 100.0	—	吉野家の商標使用と商品運営ノウハウ等の提供	リース料の受取 (注4)	102	リース債権	468
									リース投資資産	2
	㈱はなまる	10	飲食店の経営	直接 100.0	—	食材及び商品等の提供	食材及び商品の販売 (注1)	5,866	売掛金	512
							ロイヤリティの受取 (注2)	289		
							物流業務受託等 (注3)	338	未収入金	254
							資金の回収 (注7)	1,500	短期貸付金	5,500
YOSHINOYA AMERICA, INC.	1,156	飲食店の経営	直接 100.0	兼任 2名	吉野家の商標使用と商品運営ノウハウ等の提供	ロイヤリティの受取 (注2)	199	売掛金	31	
						金融機関借入に対する債務保証 (注8)	1,294	—	—	
吉野家(中国)投資有限公司	5,821	飲食店の経営	直接 100.0	兼任 3名	吉野家の商標使用と商品運営ノウハウ等の提供	ロイヤリティの受取 (注2)	156	売掛金	57	
						店舗経営業務委託 (注3)	47	—	—	
㈱スターティングオーバー	10	飲食店の経営	直接 100.0	—	食材及び商品等の提供	資金の回収 (注7)	150	短期貸付金	980	

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

- 販売価格については、市場の実勢価格を勘案して決定しています。
- ロイヤリティの受取条件については、売上高の一定率です。
- 業務受託及び委託については、対価として妥当な金額を契約により決定しています。
- リース料については、対象資産のコスト相当額を勘案して決定しています。
- 経費等の支払のうち主なものは、出向者に係る人件費等及び株主優待費用であり、株主優待費用は一定の割合に基づき負担しているものです。
- 資金の借入については、市場金利を勘案して決定しており、借入期限は3ヶ月から1年としています。
- 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済期限は3ヶ月から1年としています。なお、担保は受け入れていません。
- 債務保証は銀行借入等に対し行ったものであり、保証額等に基づき算定した保証料を受け取っています。
- 取引金額には消費税等を含めていません。期末残高には消費税等を含めています。

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は個別注記表の「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	701.63円
(2) 1株当たり当期純利益	42.08円

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月10日

株式会社 吉野家ホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井出正弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 志賀健一朗

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社吉野家ホールディングスの2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社吉野家ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月10日

株式会社 吉野家ホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井出 正弘
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 志賀 健一朗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社吉野家ホールディングスの2022年3月1日から2023年2月28日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月11日

株式会社 吉野家ホールディングス 監査役会

常勤監査役 富 谷 薫 ㊟

常勤監査役 安 井 昭 裕 ㊟

社外監査役 増 岡 研 介 ㊟

社外監査役 大 橋 修 ㊟

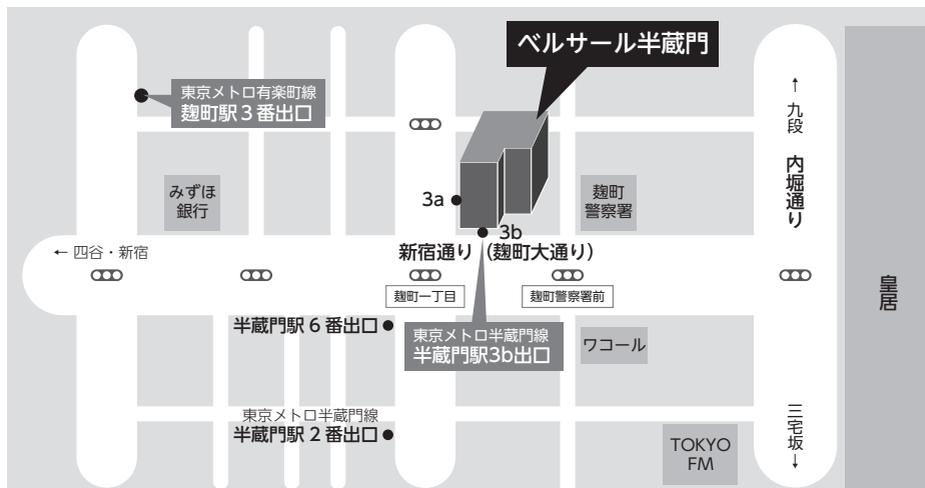
以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都千代田区麹町1丁目6番4号 住友不動産半蔵門駅前ビル2F
ベルサール半蔵門イベントホール

開催日時：2023年5月25日（木曜日）午前10時

（昨年の会場より変更となっておりますので、下記会場ご案内図を参照の上、ご来場をお願い申し上げます。）



▶ 交通のご案内 ◀

- 東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」3b出口直結
- 東京メトロ有楽町線「麹町駅」3番出口より徒歩5分

◎駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会にご出席の株主様へのお食事券等の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・タブ
レット端末からご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/9861/>

